

新版

財務分析入門

実務のための基礎と応用

創価大学 学長

高松和男 著

新版

財務分析入門

実務のための基礎と応用

創価大学 学長

高松和男 著

著 者 略 歴

たか きつ かす お
高 松 和 男

昭和25年3月，東北大学経済学部卒業，
福島大学経済学部講師，東北大学経済学部
助教授，教授を経て，現在，創価大学学長
(兼教授)。経済学博士。公認会計士試験委員
(昭和41～47年)。日本学術会議会員(昭和53
～)。主要著書：会计学概論，財務諸表論，
簿記論，資金管理，価値変動会計，経営分
析の実務，持分会計論，流動性分析，運転
資金，など。

新版 財務分析入門

2400円

昭和54年11月30日

第1刷

著 者 高 松 和 男

発行者 中 村 昇 太 郎

発行所 財団 日本生産性本部
法人

東京都渋谷区渋谷3丁目1番1号

電 話 (409) 1 1 1 1 (大代表)

© 1979

振替口座 東 京 6 5 7 3 3 番

印刷・富士美術印刷／製本・イマキ製本

検印廃止

2034-15270-5934

序

本書は、会社の経営内容、すなわち企業の営業成績と財政状態が、どうなっているかをみるための財務分析の基本原理と、実際的方法について述べたものである。

すべて企業の発展と近代化のためには、企業の経営内容を正しくつかまなければならない。また、科学的に経営を管理していくためには、つねにその基礎資料として計数を利用していかなければならない。このように、企業の実態を明らかにし、計数にもとづく経営管理が必要であることは、すべての人びとによく知られていることではあるが、実際問題となると、かならずしも容易ではない。

そこで本書は、企業に関係をもつ人々にとって、また企業の経営内容を知りたいとのぞむ人々にとって、財務分析の手びきとして役立つことを目的としている。よって、本書を通読することによって、財務分析の原理と方法について、ひととおりの知識がえられるはずである。

ほんらい財務分析は、企業が作成した財務諸表を資料として、企業の内容を明らかにすることである。したがって、その基礎資料となる財務諸表の作り方についての理解が、財務分析のための前提条件として必要とされる。そこで本書では、企業の会計制度ならびに財務諸表の解説にかなりの力を入れているので、財務諸表の作り方から見方へと、財務分析の理論と技法が体系的に理解できると思う。

本書のなりたちについて一言すれば、日本生産性本部から公刊した旧著『100万人の財務分析』をその骨子としている。しかし、商法の改正や、企業会計原則

の修正などが行なわれたので、これに応じてかなりの補筆訂正を加えるとともに、さらに連結財務諸表の分析や、インフレーションと財務分析などの新しい問題もとり入れ、ここに新著として読者各位のご期待に応えるように努めた。

本書の公刊にさいしては、出版部をはじめ、多くの方々からのご配慮とご鞭撻をいただいている。ここに、心からの感謝の意を表する。

昭和54年11月

高 松 和 男

目 次

1 財務分析と財務諸表

第1節 財務分析の意味	2
第2節 財務諸表と会計制度	4
第3節 財務諸表の体系	6
第4節 会計原則と監査制度	9
第5節 財務分析の方法	11

2 貸借対照表と企業の財政

第1節 貸借対照表の意味	14
第2節 貸借対照表の種類	16
第3節 貸借対照表の形式	17
第4節 科目分類の基準	23
第5節 貸借対照表の総合的分析	25

3 企業の資本構成の分析

第1節 貸借対照表上の資本	30
第2節 企業の資本構成	31
第3節 わが国企業の資本構成	34
第4節 自己資本の構成分析	36
第5節 他人資本の構成分析	39

4 企業の資産構成の分析

第1節 企業の資産構成	44
-------------	----

第2節	固定資産の内容	45
第3節	固定資産の構成分析	49
第4節	流動資産の内容	52
第5節	流動資産の構成分析	54
第6節	わが国企業の資産構成	56

5 企業の流動性とその分析

第1節	企業の流動性の意味	60
第2節	信用比率	61
第3節	回転期間	64
第4節	収支比率	71
第5節	企業の流動性の総合的観察	74
第6節	指数法とその例解	79

6 資金運用表の作成と分析

第1節	資金運用表の意味	84
第2節	資金運用表の作成法	86
第3節	修正資金運用表	90
第4節	資金繰り表と資金繰り分析	92
第5節	資金移動表	96
第6節	資金図表	97

7 損益計算書と企業の経営成績

第1節	損益計算書の意味	102
第2節	損益計算書の構造	103
第3節	損益計算書の形式	104
第4節	損益項目の分類	108
第5節	経常損益の計算	109
第6節	特別損益の計算	113

第7節 損益計算書の総合的分析	114
-----------------	-----

8 収益性の分析と資本利益率

第1節 資本利益率による収益性の分析	120
第2節 総資本利益率	122
第3節 経営資本利益率	126
第4節 払込資本利益率と自己資本利益率	127
第5節 適正な資本利益率の求め方	129
第6節 資本利益率の展開	132

9 資本回転率と売上高利益率

第1節 資本回転率と回転期間	136
第2節 資本回転率の種類	137
第3節 適正な資本回転率の求め方	139
第4節 売上高利益率	142
第5節 適正な売上高利益率の計算	145
第6節 売上高費用率	146
第7節 企業の収益性の総合的観察	149

10 損益分岐点と利益図表

第1節 損益分岐点の意味	156
第2節 損益分岐点を算出する公式	157
第3節 利益図表（損益分岐図表）	158
第4節 固定費と変動費の分解	162
第5節 損益分岐点の計算例	165
第6節 利益計画と損益分岐点分析	166

11 原価分析の機能と方法

第1節 製造原価報告書	170
-------------	-----

第2節	原価分析の意味	172
第3節	実際原価分析	173
第4節	標準原価差異分析	176
第5節	意思決定のための原価分析	180
12	収益性分析と生産性分析	
第1節	収益性分析と生産性分析	184
第2節	生産性の測定	185
第3節	付加価値とその計算	187
第4節	付加価値分析の意味	188
第5節	付加価値生産性の分析	189
第6節	付加価値分配の分析	194
13	剰余金の処分とその分析	
第1節	処分できる剰余金の計算	200
第2節	剰余金の処分方法	202
第3節	剰余金の社内留保	204
第4節	欠損金の計上とその処理	206
第5節	剰余金処分の分析	207
第6節	配当にかんする分析	210
14	連結財務諸表とその分析	
第1節	連結財務諸表の一般基準	214
第2節	連結貸借対照表	216
第3節	連結損益計算書および連結剰余金計算書	219
第4節	連結財務諸表の分析	222
15	インフレーションと財務分析	
第1節	物価変動と財務諸表	226

第2節	財務諸表の修正手続	228
第3節	収益性の分析	233
第4節	流動性の分析	237

16 利益計画と財務分析

第1節	利益計画の考え方	242
第2節	利益計画と財務分析	244
第3節	利益計画と損益予算	247
第4節	資金計画の本質	249
第5節	資金計画の方法	250

17 財務分析の動向と課題

第1節	財務分析の領域	254
第2節	財務分析と経営管理	256
第3節	付加価値分析の位置	258
第4節	財務分析の課題	260

演習問題解答	263
--------	-----

索引	278
----	-----

1 財務分析と財務諸表

現代の経営においては、個人的な経験やカンにばかり頼ってはいられない。やはり計数にもとづいて、理づめで経営するようにしないと、適切な経営はできない。このため、財務分析が必要となる。

財務分析とは、会社が決算期ごとに作成する財務諸表が、どのようにしてつくられ、また、それをどのように読むかを知り、計数にもとづいて会社の状態をつかむことである。したがって、財務分析を行なうためには、まずその分析資料としての財務諸表についての理解が必要である。

財務諸表は、一般に決算報告書とか考課状とかいわれ、いわば会社の業績をあらわすものである。ところが、この財務諸表は、はじめて手にする人はもちろん、少し見慣れた人でも気軽に読めるものではない。それは、いろいろな約束のもとにつくられ、その内容も数字を中心としたものだからである。そこで、以下、財務諸表の作り方・見方を中心に、財務分析の理論と技法を解説することが、本書の目的である。

第1節 財務分析の意味

財務分析は、また会社分析・企業分析などともいわれ、さらに経営分析・経営比較ということもある。しかし現在では、一般に企業が作成した財務諸表にかんする分析を、財務分析とよぶのがふつうである。

したがって財務分析というのは、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を資料として、企業が算出した計数を分析検討し、もって企業の経営内容がどうなっているかを判断することである。たとえば貸借対照表を分析して、負債が多すぎるとか、製品の手持ちや売掛金が多すぎるとかではないかなどを判断したり、損益計算書を分析して、売上高が少なすぎるとか、経費がかかりすぎるとかを判断したりすることを、財務分析という。

これを、さらにつぎのような観点からみることができる。

(1) 内部分析と外部分析

財務諸表の分析が、どのような人によって行なわれるかによって、内部分析と外部分析に分かれる。

内部分析は、経営者の立場からの分析であって、企業の経営がうまくいっているかどうかを判断したり、あるいは、企業経営の実態をつかんで、適切な経営を行なうための分析である。したがって、これは経営者の経営管理に役だつ情報を求めるという目的から行なわれる内部的分析である。

これにたいして外部分析は、企業の外部の人々の要求にもとづいて行なわれる分析であって、まず銀行などの金融機関は、企業に確実に返済できる力（信用能力）があるかどうか、その貸付が安全であるかどうかをみるために、財務諸表について分析を行なう。これは、企業の信用能力をみるための分析であるから、信用分析ともいう。

また、投資者は、自分の投資（株式や社債の買入）が有利であり、また安全であるかどうかをみるために、投資しようとする会社の財務諸表について分析を行なう。これは投資のための分析であるから、また投資分析といわれる。この

ほか、政府とくに税務当局などが徴税目的などから、会社が提出した財務諸表の分析を行なうことがある。このように、企業外部の人々による分析が、外部分析である。

(2) 流動性分析と収益性分析

財務諸表の分析が、どのような内容をもつかによって、すなわち、分析の目的によって、流動性分析と収益性分析に分かれる。

流動性分析とは、企業の経営活動の手段としての資金(ないし資本)が、どのような源泉から調達され、どのような使途に運用されているかをみて、企業が円滑に活動しているかどうかを明らかにする。こうした企業の資金面の分析を流動性分析といい、企業資金の回転期間を中心として観察する。企業の流動性は、また資金需要と資金充足との関係であるから、流動性分析はいわば企業の資金面の健全性、いかえれば、財務安全性を判断することでもある。このため、流動性分析は、また一般に安全性分析ともいわれる。そこでは、流動資産と流動負債の関係(流動比率)、他人資本と自己資本との割合(資本構成比率)、自己資本と固定資産との関係(固定比率)などの観察が行なわれ、もって企業の財務構造が総合的に解明される。

これにたいして収益性分析は、企業が利益をあげうる力をどれだけもっているかという、企業の利益力をみるための分析である。企業の健全な経営活動の結果は、必然的に良好な収益力としてあらわれはずである。このため、近年の財務諸表の分析は、こうした収益性の分析を中心として展開されている。そこでは、なによりも投下資本と、それから生みだされた実現利益との割合として、いわゆる資本利益率を中心として、企業の収益性が明らかにされる。この資本利益率や、その構成要素である売上高利益率や資本回転率などをみて、企業の収益力を判断するのが収益性分析である。

(3) 貸借対照表分析と損益計算書分析

財務諸表の分析が、どのような財務諸表にたいして行なわれるかによって、貸借対照表分析と損益計算書分析に分かれる。

1 財務分析と財務諸表

一般に貸借対照表は企業の財政状態を、損益計算書は企業の経営成績をあらわすものとみられる。このため、貸借対照表分析は流動性分析を、損益計算書分析は収益性分析を意味する。歴史的にみれば、アメリカにおける財務分析は、まず貸借対照表を中心とする流動性分析として、その第一歩をふみだした。すなわち銀行などの金融機関が、その貸付の安全性をみるための分析技術として、貸借対照表分析を用いた。したがって流動性分析は、まず信用分析として成立した。

しかし、企業の流動性の分析は、同時に、収益性の判定のための分析を併用しなければ、決して完全とはいいがたい。企業の健全な財務状態は、良好な経営活動と強固な収益力を前提としているからである。企業の流動性が、多分に収益性に依存するという認識が高まるにつれて、やがて流動性の分析すらも、収益性の分析の一環として行なわれる傾向が生じた。すなわち、ここに財務諸表の分析は、たんなる貸借対照表分析としてだけでなく、むしろ損益計算書を中心とする財務諸表分析へと発展していった。これが、現代における財務分析である。

第2節 財務諸表と会計制度

すでに述べたように、財務分析の対象となるものは、企業が作成する貸借対照表や損益計算書などの財務諸表である。そして、この財務諸表は企業の会計制度から作成される。そこで、つぎに企業の会計制度がどのようなになっているかを考えてみよう。

(1) 財務会計

現代企業の会計制度は、基本的には財務諸表を中心として行なわれる。すなわち、複式簿記の手続をつうじて記録し計算された企業の経済活動は、貸借対照表・損益計算書などの財務諸表にまとめられ、この財務諸表をつうじて、利害者集団にたいして報告される。

このように財務諸表の形で企業の情報を提供する会計、いいかえると、財務

諸表の形に企業全体の活動を総括し、その結果と原因とを、利害者集団に伝達する会計を財務会計という。また、財務諸表を作成するためには、決算とよばれる手続がとられるところから、財務会計はまた決算会計ともいわれる。

安全な取引関係の維持と債権者保護の立場をとる商法は、はやくから、財務諸表（商法では計算書類という）の作成と公表を規定している。したがって会社では、年1回帳簿を締切り、決算を行ない株主総会を終えたあと、決算公告をしている。このように現代社会においては、財務会計は法律上の制度にもなっており、法的規制をうけて行なわれている面がきわめて多い。

財務諸表の公表、すなわち経理内容の公開は、なによりも企業をとりまく利害者集団にたいして、適切な情報の提供をその目的とする。会計発展の初期においては、主として企業の所有者である資本主や、企業に短期信用を供与する債権者にたいして、情報提供を行なうにすぎなかった。

ところが、株式会社制度の発展につれて、いわゆる所有と経営の分離の傾向がみられ、不在出資者にたいする情報提供の義務が生じた。また、企業の大規模化とともに会社は公共的な存在となり、社会にたいする影響力はきわめて大きいものとなった。この社会的な存在である企業は、もはや企業主個人のものではなく、投資大衆・従業員・顧客・政府なども、すべて企業の利害関係者として企業に参加している。

ここに、会社の経理内容を広く利害関係者にたいして公開し、会社の状況にかんする判断を誤らせないようにする必要がみとめられる。これが、財務諸表の公表の意味である。

（2）管 理 会 計

しかし、企業の会計制度は、たんに財務諸表にかんしてのみ行なわれるわけではない。むしろ、近年のいちじるしい傾向は、会計情報の経営管理の分野への応用である。すなわち、経営者が経営管理のための手段として、会計制度を利用しようとするわけで、これこそ、会計のもっとも、ほんらいの要求であったとさえいわれている。

とくに近年、企業の規模が大きくなり、複雑な経済活動が行なわれるように

1 財務分析と財務諸表

なると、経営者は企業の活動についての正確な知識を必要とするようになる。ここに、経営者にたいする経営管理に役立つ情報の提供が要求されるにいたる。経営者は、こうした情報を会計からうけとり、これにもとづいて現状を判断し、経営計画のための基礎資料として利用し、標準および予算と対比させて経営活動を管理する。

このように、経営管理のために会計制度を利用する方法が、いわゆる管理会計である。また、経営管理に役立つ資料を一括して、管理報告書という。このため管理会計とは、管理報告書をつうじて企業の情報を提供する会計、いいかえると、管理報告書の形に企業の経済活動を整理集計し、もって、経営者に伝達する会計であるということができよう。近年における会計制度の発展は、とくにこの分野においていちじるしい。

もちろん、財務諸表も企業全体の経営成績を示すから、経営者にとっても重要な手段であり、したがって財務諸表は、管理会計のためにも有用な用具である。しかし、財務諸表は、とくに外部利害者集団にとっては、決定的な重要性を有する。企業に直接関与しない多くの外部利害者集団は、この財務諸表によって企業からの情報をうけとり、これにもとづいて彼らの意思を決定し、行動をおこす。このため、企業をとりまく利害者集団がますます増大し、企業の社会性が強調されるにつれて、財務諸表の分析の意味もますます重要となる。

第3節 財務諸表の体系

これまで、貸借対照表や損益計算書を財務諸表とよんできたが、財務諸表には、これ以外にも種々のものがある。その種類は、商法で規定しているものと、企業会計原則のそれとでは内容的に一致していない。そこでつぎに、財務諸表はどのようなものからなりたっているかを、考えることにしよう。

(1) 商法における計算書類

商法によれば、商業帳簿の規定(第33条)において、商人に会計帳簿および貸借対照表の作成を命じており、さらに株式会社にたいしては、(1)貸借対照表、

(2)損益計算書、(3)営業報告書、(4)準備金および利益または利息の配当に関する議案（以下「利益処分案」と、略称する）の4種の計算書類を作成し(第281条)、さらに株主総会の承認をえたのち公告することを定めている(第283条)。これは、商法における債権者保護の思想から由来するものであって、企業に財産および損益内容の公表を義務づけているものにはかならない。

商法は、複式簿記の採用をすべての企業に強制していない。このため、企業の財産状態を明らかにするためには、まず企業が所有するすべての積極・消極の財産について実地調査（棚卸し）を行ない、つぎに、それを借方および貸方に左右対照的に表示して、貸借対照表を作成する。このような貸借対照表の作成方法を、棚卸法または財産法という。また、こうした財産計算を目的とする貸借対照表を、財産貸借対照表あるいは静的貸借対照表という。

つぎに損益計算書は、商法においては、貸借対照表に付属する計算書類と考えられている。すなわち、貸借対照表上には、貸方に純財産の一項目として利益が計上されている。この利益の内訳明細を示すものが、損益計算書であるとみられるからである。

また営業報告書は、企業の財産状態を、文章によって補足説明したものである。いわば、貸借対照表・損益計算書が、数字による計算表であるのにたいして、これは言葉による報告書である。よって厳密に言えば、計算書類とはいえない。さらに利益処分案は、計算された利益の処分計画を示すものであって、一般に文章の形でつくられる。このため、これも計算書類とはいえない。

商法は、昭和37年に計算規定を中心に改正され、債権者保護の目的を達成するためには、従来の財産計算中心の考え方から、損益計算を前提としても、それが可能であるという考え方に移行した。しかも、企業の財産および損益の状態を明らかにするためには、おのずから正規の簿記の手續にしたがって、会計帳簿を作成しなければならない。このため、貸借対照表および損益計算書は、期間損益計算の原理にもとづいて作成されることになる。

なお、財務諸表を規制するもっとも基本的な法律は、いうまでもなく商法である。また、これを補充するものとして、『株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則』（以下、「商法計算書類規則」という）が、昭和49